

指定管理者による公の施設の 管理運営等に係る評価結果報告書

令和 8 年 3 月

敦賀市指定管理者評価委員会

目 次

1	令和7年度評価対象施設	1
2	評価の実施方法	2
3	評価結果	6
(1)	期末評価	6
①	敦賀駅交流施設 及び 敦賀駅前広場	6
②	敦賀きらめき温泉リラ・ポート 及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	9
③	敦賀市知育・啓発施設	12
(2)	中間評価	15
①	敦賀市駅前立体駐車場	15
資料1	敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿	18
資料2	敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過	19
資料3	敦賀市指定管理者評価委員会設置条例	20
資料4	指定管理者制度導入施設一覧 令和7年4月1日現在	21

1 令和7年度評価対象施設

敦賀市では、令和7年4月1日現在、17施設において指定管理者制度を導入している。評価委員会による評価は、このすべての指定管理者制度導入施設を対象とし、指定期間5年（標準）の施設であれば、指定期間の2年目（1年目の管理運営業務等の評価）を中間評価、4年目（3年目の管理運営業務等の評価）を期末評価として評価を実施することとしている。なお、指定期間が4年以下の施設にあつては、中間・期末を兼ねて1回の評価で実施することとする。

以上を踏まえ、今年度は下記の6施設を評価委員会評価の対象として評価を実施した。

<令和7年度評価対象施設>

施設名	指定管理者	指定期間	評価種別
敦賀駅交流施設／ 敦賀駅前広場	株式会社エコシステム	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	期末評価
敦賀きらめき温泉リラ・ポート／ 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	ONE team	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	期末評価
敦賀市知育・啓発施設	丸善雄松堂・編集工学 研究所共同企業体	令和4年7月1日 ～令和9年3月31日	期末評価
敦賀市駅前立体駐車場	タイムズグループ	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	中間評価

2 評価の実施方法

敦賀市指定管理者評価委員会による指定管理者の評価は、「施設の管理運営状況の評価」「指定管理者の財務状況の確認」により実施した。

(1) 施設の管理運営状況の評価

評価委員会は、指定管理者の自己評価、市（施設所管課）の評価等について市から報告を受け、管理運営の状況や評価の内容について実地調査や指定管理者・施設所管課へのヒアリング等の実施により確認し、評価を行った。

① 評価項目について

◆ 評価項目（大項目）の設定

評価項目の大項目は、「業務の履行状況の確認」「サービスの質の確認」「サービス提供の継続性と安定性」の3つとした。

◆ 評価項目（小項目）の設定

大項目ごとに、具体的な評価項目として、小項目とその確認内容を設定した。

今年度評価における評価項目（小項目）については、大項目ごとに下記のとおりとした。

ア. 業務の履行状況の確認

評価項目(小項目)	確認内容
開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか。
職員配置	適切な人員配置がされたか。
職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか。
使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか。
利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか。
保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか。
清掃・維持管理業務	清掃、衛生管理業務は適切に行われたか。
修繕業務	修繕業務は適切に行われたか。
事業の実施状況	条例・事業計画書等に基づき、事業を実施しているか。
利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か。
利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか。
保険の加入	必要な保険に加入しているか。
利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成, 訓練等)が確立されているか。
個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か。
情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か。
備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか。

イ. サービスの質の確認

評価項目(小項目)	確認内容
利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか。
接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か。
施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか。
利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか。 パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか。
施設運營業務	実施された事業内容は適切に行われているか。
事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか。 (例) 開催状況、利用者の満足度 等
自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか。
目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか。

ウ. サービス提供の継続性と安定性

評価項目(小項目)	確認内容
経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか。
事業収支	事業収支は妥当か。
人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か。
外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か。

② 評価基準について

◆ 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価項目(小項目)に係る評価基準については、「指定管理者の自己評価」「施設所管課の評価」「指定管理者評価委員会の評価」の各評価において、下記の規準により評価を行った。

ア. 評価項目(小項目)に係る評価基準

評価	判定基準
A	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準以上の運営がなされ、優れていると認められる。
B	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされ、適正であると認められる。
C	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。
D	協定書/仕様書/事業計画書に定める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。

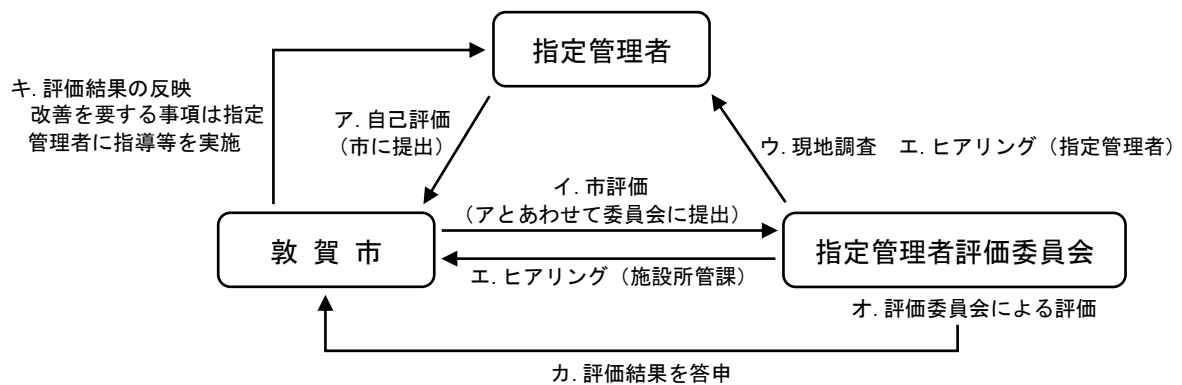
◆ 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

指定管理者評価委員会については、評価項目（小項目）の評価を行った上で、それに基づき評価項目（大項目）及び当該施設に係る総合評価を下記の規準により評価を行った。

イ. 評価項目（大項目）及び総合評価に係る評価基準

評価	判定基準
小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合	
A	評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。
B	評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。
C	評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。
D	評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。

③ 評価の枠組み及び業務フロー



ア. 指定管理者による自己評価→評価結果を市（施設所管課）へ提出 [指定管理者]

イ. 市（施設所管課）による評価→アを付して評価結果を評価委員会へ提出

[市（施設所管課）]

ウ. 対象施設の現地調査 [評価委員会]

エ. 指定管理者、施設所管課へのヒアリング [評価委員会]

オ. 評価委員会による評価（項目別評価、総合評価） [評価委員会]

カ. 評価結果を市へ答申 [評価委員会]

キ. 指定管理者と評価結果を共有し、改善を要する事項は指定管理者に指導等を実施

[市（施設所管課）及び指定管理者]

(2) 指定管理者の財務状況の確認

指定期間中に指定管理者の経営状況が悪化し、指定管理業務の継続に影響を与えないよう、指定管理者の経営母体について、指定管理者評価委員会で財務状況の確認を行っている。

なお、財務状況の確認については、あくまでも指定管理者の業務継続性の指標とするための確認行為であり、確認の結果、経営母体の財務状況の悪化等が認められた場合であっても、これにより経営母体の経営に対する指導、指示等を行うものではない。

<財務状況の確認方法>

- ・財務状況の確認は、主に指定管理者の経営母体の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等）を、指標等を用いて確認することにより実施した。
- ・提出書類は、指定管理者の構成団体全社分の財務諸表等（直近3事業年度）とした。なお、指定管理者が共同事業体である場合は、構成するすべての団体等の財務諸表等の提出を、また、指定管理者である団体等が、その親会社又は子会社と連結決算を行っている場合は、連結財務諸表等についても提出を求めることとしている。

令和7年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場	施設所在地	(駅交流施設)敦賀市鉄輪町1丁目1番19号 (駅前広場)敦賀市白銀町9番地2
指定管理者名	株式会社エコシステム	施設所管課	まちづくり観光部 交通政策課
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	(駅交流施設)市民の交流の場を提供するとともに、敦賀市の商工業及び観光の振興に寄与するため (駅前広場)敦賀駅前における公衆の利便と通行の安全、円滑を図るとともに、にぎわいを創出し、人々の交流を促進するため		
管理業務の内容	敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場の管理運営に関すること		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	条例に基づき遵守されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		A	業務負担を分散させる努力が見られ、適切な対応が行われている。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	適切に実施されている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	条例に基づき遵守されている。
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		A	令和5年度の評価時に指摘した場所が改善され、施設はきれいに保たれていた。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	適切に行われている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	事業計画に基づき実施されている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	適正な水準である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		B	2階ホールの利用について、用途を限定せず有効活用している他、お土産店の拡充によって、利用者の利便性を高めている。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	必要な保険に加入している。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか		B	適切に対応している。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か		B	適切に行われている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	適切に行う体制が整っている。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	適切に行われている。

小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、 簡易な改善 を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、 早急な改善 が必要である。
-----------------	---

② サービスの質の確認	大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点) として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
-------------	-----------	----------	-----------------	---

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	B	新たな取り組みを積極的に実施されているが、利用者ニーズの把握に継続的に努めていく必要がある。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	B	適切に行われている。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	B	表示は行われているが、顧客ニーズに合わせた表示・案内への工夫が必要。(特に敦賀駅前広場については工夫が必要。)
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	近隣に限らず、敦賀駅利用者が関心を持つであろう観光パンフレットが豊富にそろえられており、適切に対応されているが、インバウンド対応のための取組みの充実を期待したい。
5	施設運營業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B	目が行き届きにくい場所をリスト化し、定時巡回する等、快適な空間造りを期待する。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	適切に行われている。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	B	適切に行われている。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	B	適切に行われている。

小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、 簡易な改善 を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、 早急な改善 が必要である。
-----------------	---

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	A	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか		A	水道光熱費の削減等、取組んでいる。
2	事業収支	事業収支は妥当か		B	部門別管理会計を導入するなど、変動的成本と固定的コストの影響を見極めた収支のバランスが必要である。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か		B	適性の範囲内である。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か		B	妥当な範囲内である。
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評	<ul style="list-style-type: none"> ・2階ホールの利用について、用途を限定せず有効活用している他、お土産店の拡充によって、利用者の利便性を高めている。 ・部門別管理会計を導入するなど、変動的成本と固定的コストの影響を見極めた収支のバランスが必要である。 		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	------------------

令和7年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	施設所在地	(リラ・ポート)敦賀市高野91号9番3 (グラウンド・ゴルフ場)敦賀市高野90号46番2
指定管理者名	ONE team 代表団体 株式会社アイビックス	施設所管課	まちづくり観光部 観光誘客課
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	市民の健康増進、スポーツの振興、文化活動及び余暇活動の場を提供し、ゆとりある生活の実現を図るとともに、敦賀市観光の振興に寄与すること		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用に関する業務 ・施設等の維持管理業務 ・総合的な管理に関する業務 ・条例第1条の目的を達成するための事業 <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の管理に関する経理業務 ・利用者サービス向上事業に関する業務 ・その他必要な業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点) として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか		B	条例に基づき実施されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか		B	業務執行に必要な人員は、確保されていると考えられる。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか		B	引き続きマナー研修を実施し、更なるサービス向上に期待する。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか		B	条例に基づき適切に行われている。
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか		B	適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか		B	適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか		B	利用されている箇所の清掃・維持管理は行われているものの、目が行き届きにくい箇所についても清掃・管理を徹底されたい。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか		B	適正に行われている。(但し、中長期的な修繕計画の策定を前提に、計画的に修繕業務が行われることを期待する。)
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか		B	条例等に基づき、適正に実施している。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か		B	利用者数は増加しているが、計画には達しておらず更なる取り組みが求められる。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか		C	KPIを設定した上で、広告宣伝の効果検証を行い、能動的な広告戦略の実行を求める。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)		B	必要な保険に加入している、

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成, 訓練等)が確立されているか	B	訓練等は適切に実施されている。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	適切に行う体制が整っている。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	適切に行われている。

小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、 簡易な改善 を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、 早急な改善 が必要である。
-----------------	---

② サービスの質の確認	大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点) として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
-------------	-----------	----------	-----------------	---

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	B	アンケート等の実施により、利用者ニーズの把握は行われている。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	C	随時対応は行っているものの、同一の要望・意見が利用者から繰り返し出されている現状を踏まえて、対応方針の再検討やより丁寧な対応を期待する。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	A	令和5年度の評価時よりも、見やすくなっており、多言語対応などの案内表示もあり、評価できる。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	企業・団体等への積極的な営業活動を期待する。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B	事業計画に基づき実施されているが、レストランの利用については更なる工夫が必要。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	事業への取り組みは事業計画に基づき取り組んでいる。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	C	イベントは随時実施されているが、当初事業計画に記載された自主事業への取り組みが行われていない。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	C	当初事業計画・目標に沿った事業ができておらず、グラウンド・ゴルフ場における収支が計画と大きく乖離している。

小項目 評価 基準	A: 市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B: 市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C: 市が求める水準の運営に達しておらず、 簡易な改善 を要する。 D: 市が求める水準の運営がなされておらず、 早急な改善 が必要である。
-----------------	---

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか		B	物価高騰に伴う指定管理者が管理不能な経費の増加に対する対応への取り組みは見られる。
2	事業収支	事業収支は妥当か		C	リラ・ポートとグラウンド・ゴルフ場の相乗効果を高めるような更なる取り組みを期待する。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か		B	適正な範囲である。但し、過度な人件費の削減にならないよう注意が必要。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か		C	外部委託費が不採算の要因の一つとなっており、公正・適正な範囲で委託費削減が進むことを期待する。
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数は増加しているが、計画には達しておらず更なる取り組みが求められる。 ・苦情・要望等に対して十分な対応が行われていないため、対応方針や内容の丁寧なフィードバックを期待する。 ・リラ・ポートとグラウンド・ゴルフ場の相乗効果を高めるような更なる取り組みを期待する。 		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	共同企業体として、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	---------------------------

令和7年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市知育・啓発施設	施設所在地	敦賀市鉄輪町1丁目
指定管理者名	丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体	施設所管課	まちづくり観光部 まちづくり推進課
指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	書籍その他のメディア、イベント等を通じて、新たな学び及び価値を創造するとともに、くつろぎ及び憩いの場を提供することにより、敦賀駅前のにぎわいと交流の拠点を創出するため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・知育・啓発に資する書籍その他のメディアの提供 ・知育・啓発に資するイベント等の企画及び運営 ・知育・啓発に資する空間の提供 ・前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
① 業務の履行状況の確認		大項目 評価	B	大項目 評価 基準
<small>小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。</small>				
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか	B	条例に基づき実施されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか	B	適切に配置されている。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか	B	適切に実施されている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか	B	条例に基づき適切に行われている。
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか	B	適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか	B	適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか	B	ロボットの導入による効率化も実現しており、館内はきれいな状態に保たれていた。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか	B	必要な個所について適切に行われている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか	B	指定管理者の知見を活かし、事業が実施されている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か	B	利用者数も増加しており適切な水準である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか	A	適切に行われている。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)	B	必要な保険に加入している。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	B	避難経路の表示方法を検討されたい。
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	適切に行う体制が整っている。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	適切に行われている。
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、 簡易な改善 を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、 早急な改善 が必要である。	

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
② サービスの質の確認		大項目評価	A	大項目評価基準 小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	B	アンケートにより利用者ニーズの把握に努めているが、個別の内容により異なる対応が必要。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	B	適切に対応している。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	B	工夫を凝らした表示・展示は高く評価できる。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	利用者目線により更なる取り組みを期待する。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B	県外者の来訪が多く、市民の利用頻度が高まるような工夫を求む。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	定期・スポットイベントについては、比較的少人数で実施されている。参加人数拡大のために、開催回数の増加及び魅力ある大型イベントの開催を期待する。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	A	カフェ自主事業への取組みについては、企業努力もあり取組みが十分に発揮され、賑わい拠点の創出に貢献している。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	A	市が当初設定した5年間の目標販売額を既に超過達成しており、積極的な運営努力を高く評価する。
		小項目評価基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、 簡易な改善 を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、 早急な改善 が必要である。	

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか		B	経費の削減、効率的な管理運営に努めている。
2	事業収支	事業収支は妥当か		B	妥当な水準を維持・確保できている。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か		B	適正な範囲と認められる。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か		B	適正な範囲と認められる。
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に基づく水準以上の経営がなされている。 B: 事業計画等に基づく経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、簡単な改善等を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、早急な改善が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者増加のための対策は適切に行われている。 また、カフェ自主事業への取組みについては、企業努力もあり取組みが十分に発揮され、賑わい拠点の創出に貢献している。 ・アンケートにより利用者ニーズの把握に努めているが、個別の内容により異なる対応が必要。 		

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	共同企業体として、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	---------------------------

令和7年度 敦賀市指定管理者評価委員会 指定管理者評価結果

1. 基本情報

施設名	敦賀市駅前立体駐車場	施設所在地	敦賀市鉄輪町1丁目101番地
指定管理者名	タイムズグループ 代表団体 タイムズ24株式会社	施設所管課	まちづくり観光部 交通政策課
指定期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日	公募・指名の別	公募
施設の設置目的	市民の利便性の向上及び道路交通の円滑化を図り、もって都市機能の維持及び増進に資するため		
管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場運営に関する業務 ・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・施設等の管理に関する経理業務 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な管理に関する業務 ・施設等の利用に係る相談等に関する業務 		

2. 施設の管理運営状況の評価結果

(1) 項目別評価

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
① 業務の履行状況の確認		B	大項目評価基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点) として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
1	開館時間等	条例に基づき、開館時間・休館日は遵守されているか	B	条例に基づき実施されている。
2	職員配置	適切な人員配置がされたか	B	適切に配置されている。
3	職員研修	管理運営のために必要な研修等が適切に行われたか	B	適切に実施されている。
4	使用許可業務	条例に基づき、適正な申請受付業務・使用許可業務が行われたか	—	(評価対象外)
5	利用料金(使用料)	利用料金の設定、徴収・減免・還付等の手続は適切に行われているか	B	適切に行われている。
6	保守点検業務・警備業務	保守点検業務・警備業務は適切に行われたか	B	適切に行われている。
7	清掃・維持管理業務	清掃、維持管理業務は適切に行われたか	B	適切に行われている。
8	修繕業務	修繕業務は適切に行われたか	A	利用者の安全を確保するための修繕が、指定管理者によって自主的に行われている。
9	事業の実施状況	条例、事業計画書等に基づき、事業を実施しているか	B	適切に実施されている。
10	利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準か	B	適切な水準である。
11	利用促進の取組	利用者増加のための対策は適切に行われたか	B	周辺施設やイベントとの更なる連携を期待したい。
12	施設賠償責任保険の加入	必要な保険に加入しているか(市加入の総合賠償補償保険の補償範囲外のもの)	B	必要な保険に加入している。
13	利用者の安全確保対策	緊急時・防災時・事故時の対応体制(マニュアル作成、訓練等)が確立されているか	A	上場企業グループにおけるマニュアルが適切に制定されているが、行政や警察と連携した放置自動車や放置自転車への対応など、治安悪化を防止する更なる取組み強化に期待したい。

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
14	個人情報保護に関すること	個人情報保護に関する対策は適切か	B	適切に行われている。
15	情報公開に関すること	情報公開に関する対応は適切か	B	適切に行う体制が整っている。
16	備品購入・管理の状況	備品の購入手続・管理体制は適切に行われたか	B	適切に行われている。

小項目 評価 基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
-----------------	---

② サービスの質の確認	大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価 (A-3点 B-2点 C-1点 D-0点)として評価点を算定した場合 A:評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B:評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C:評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D:評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
-------------	-----------	---	-----------------	--

No.	評価項目(小項目)	確認内容	評価	評価委員会からの意見
1	利用者ニーズの把握	利用者ニーズを把握するとともに、利用者ニーズを事業の計画及び実施に反映できているか	B	WEBアンケート等を利用し、定期的な回収に努め、利用者ニーズを把握されたい。
2	接客態度・苦情要望等への対応	接客態度、苦情・要望等への対応等は適切か	B	適切に対応している。
3	施設内の案内表示	施設内の案内表示は見やすくなっているか	B	適切に行われている。
4	利用案内	施設情報・事業実施情報等は容易に入手できるようになっているか パンフレット・利用案内等は分かりやすくなっているか	B	各種情報メディアを通じて、情報発信を行っている。
5	施設運営業務	実施された事業内容は適切に行われているか	B	適切に行われている。
6	事業(自主事業を除く)の実施状況	事業(自主事業を除く)は効果的に行われたか 例)開催状況、利用者の満足度等	B	適切に行われている。
7	自主事業の実施状況	施設目的に沿った自主事業が実施されたか	B	適切に行われている。
8	目標達成度	施設目的・課題に沿った目標を設定し、目標達成に向けた取組はなされたか	B	目標達成意欲が根付いている。

小項目 評価 基準	A:市が求める水準以上の運営がなされ、優れている。 B:市が求める水準の運営がなされ、適正である。 C:市が求める水準の運営に達しておらず、簡易な改善を要する。 D:市が求める水準の運営がなされておらず、早急な改善が必要である。
-----------------	---

③ サービス提供の継続性と安定性		大項目 評価	B	大項目 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
No.	評価項目(小項目)	確認内容		評価	評価委員会からの意見
1	経費節減・効率的な運営	経費節減及び効率的な管理運営のための工夫が見られるか		B	経費削減努力が確認できる。
2	事業収支	事業収支は妥当か		B	経常収支は赤字であったものの、営業収支は黒字であるため、事業収支は適正な水準である。
3	人件費比率	支出に占める人件費の割合は妥当か		B	適性の範囲内である。
4	外部委託費比率	支出に占める外部委託費の割合は妥当か		B	適性の範囲内である。
				小項目 評価 基準	A: 事業計画等に 基づく水準以上 の経営がなされている。 B: 事業計画等に 基づく 経営がなされている。 C: 概ね事業計画等に基づく経営がなされているが、 簡単な改善等 を要する。 D: 事業計画等に基づく経営がなされておらず、 早急な改善 が必要である。

(2) 総合評価及び所見

総合評価	B	総合 評価 基準	小項目評価（A-3点 B-2点 C-1点 D-0点）として評価点を算定した場合 A: 評価点数の合計点が配点合計点数の75%以上である。 B: 評価点数の合計点が配点合計点数の50%以上75%未満である。 C: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%以上50%未満である。 D: 評価点数の合計点が配点合計点数の25%未満である。
指定管理者評価委員会 による総評		<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全を確保するための修繕が、指定管理者によって自主的に行われている。 ・WEBアンケート等を利用し、定期的な回収に努め、利用者ニーズを把握されたい。 	

3. 財務状況の確認

財務状況に関する確認結果 (適 / 否)	適	左記結果に係る 指定管理者評価 委員会の所見	共同企業体として、特段の懸念事項は見られなかった。
-------------------------	----------	------------------------------	---------------------------

資料 1

令和7年度敦賀市指定管理者評価委員会委員名簿

	氏 名	役 職	選出区分
委 員 長	杉 山 友 城	福井県立大学経済学部経営学科 教授	学識経験者
副 委 員 長	田 畑 裕 司	中小企業診断士	学識経験者
委 員	木 野 仁 彦	公認会計士	学識経験者
委 員	藪 原 孝 夫	税 理 士	学識経験者

資料 2

令和7年度敦賀市指定管理者評価委員会の開催経過

会 議	開 催 日	内 容
第1回委員会	令和7年8月20日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・諮問書の交付 ・令和7年度評価対象施設の概要説明 ・評価の進め方、評価項目や評価基準の設定について審議
第2回委員会 （現地調査）	令和7年10月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の現地調査・ヒアリング ①敦賀市知育・啓発施設
第3回委員会 （現地調査）	令和7年11月10日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の現地調査・ヒアリング ②③敦賀きらめき温泉リラ・ポート及び敦賀市グラウンド・ゴルフ場
第4回委員会 （現地調査）	令和7年11月17日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・評価対象施設の現地調査・ヒアリング ④敦賀市駅前立体駐車場 ⑤⑥敦賀駅交流施設及び敦賀駅前広場
第5回委員会	令和7年12月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・対象施設の評価結果取りまとめ ・評価報告書記載内容の検討 ・評価結果の公表方法の検討

資料3

敦賀市指定管理者評価委員会設置条例（令和2年3月23日条例第4号）

（設置目的）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）による公の施設の管理運営の評価を公平かつ適正に実施するため、同法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、敦賀市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、指定管理者が行う公の施設の管理運営及び指定管理者の経理状況の評価に関する事項を所掌する。

2 委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）学識経験その他専門知識を有する者

（2）その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

4 委員は、自己、配偶者又は2親等内の親族が評価の対象となる指定管理者の役員その他これに類する地位にある場合又は当該指定管理者と直接の利害関係にある場合は、当該指定管理者の評価に係る議事に加わることができない。

（秘密の保持）

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

資料 4

指定管理者制度導入施設一覧（令和7年4月1日現在）

No.	施設名	現指定期間	指定管理者	所管課
1	敦賀市福祉総合センター	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会福祉協議会	地域福祉課
2	敦賀市立やまびこ園	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	社会福祉法人敦賀市社会福祉事業団	
3	敦賀市立子ども発達支援センター	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	社会福祉法人敬仁会	
4	きらめきみなと館	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	株式会社クリンテック	商工貿易振興課
5	敦賀市公設地方卸売市場	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	敦賀合同青果株式会社	農林水産振興課
6	敦賀市黒河農村ふれあい会館	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	敦賀市黒河農村ふれあい会館管理運営委員会	
7	敦賀市農産物直売所	令和7年4月1日 ～令和12年3月31日	企業組合敦賀マルシェ	
8	敦賀市知育・啓発施設	令和4年7月1日 ～令和9年3月31日	丸善雄松堂・編集工学研究所共同企業体	まちづくり推進課
9 10	敦賀駅交流施設 及び 敦賀駅前広場	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	株式会社エコシステム	交通政策課
11	敦賀市駅前立体駐車場	令和6年4月1日 ～令和8年3月31日	タイムズグループ	
12	敦賀赤レンガ倉庫	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	株式会社丹青社	観光誘客課
13 14	敦賀きらめき温泉リラ・ポート 及び 敦賀市グラウンド・ゴルフ場	令和4年4月1日 ～令和9年3月31日	ONE team	
15	敦賀市民文化センター	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	株式会社ケイミックスパブリックビジネス	文化交流推進振興課
16	敦賀市武道館	令和5年4月1日 ～令和10年3月31日	公益社団法人敦賀市シルバー人材センター	スポーツ振興課
17	敦賀市きらめきスタジアム	令和3年4月1日 ～令和8年3月31日	敦賀市ソフトボール協会	

